

内部監査の実施状況について
(平成28年3月31日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局総務課	平成27年12月15日 及び平成28年1月 29日に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿について押印もれ等が認められた。(2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認した上で適正に処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。
局内各課室 (総務課除く)	平成28年1月19日 から平成28年2月8 日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿について押印もれ等が認められた。(1課室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認した上で適正に処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。
札幌中央労働 基準監督署 他16署	平成27年10月28日 から平成28年2月 26日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品管理簿等の登記処理に適正を欠く状況が認められた。(4署) ・ 出勤簿について押印もれ等が認められた。(2署) ・ 旅行命令簿に旅費マニュアルと異なる取扱が認められた。(1署) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正に処理した。今後は、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 事実確認した上で適正に処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。

<p>札幌公共職業 安定所 他 2 1 所</p>	<p>平成 27 年 10 月 28 日 から平成 28 年 2 月 26 日にかけて実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品管理簿等の登記処理に適正を欠く状況が認められた。(5所) ・ 出勤簿について押印もれ等が認められた。(6所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正に処理した。今後は、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 事実確認し適正に処理した。今後は、会計法令、人事院規則等に基づき適正な事務処理を行うこととする。
-----------------------------------	---	---	---	---